

## 議員提出議案第1号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成25年3月8日

提出者 中谷尚敬

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

(別紙)

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「及び福祉健康部」を「、福祉部及びこども健康部」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。